

省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業実施要領

令和4年7月19日決裁

令和6年1月10日一部改正

第1 事業の目的

今般の燃料高騰の影響を受け、燃料高騰の影響を受けにくい省エネ型施設園芸産地への転換を図るため、燃料削減に取り組む加温施設園芸農家を緊急的に支援する。

第2 事業の内容

本事業の事業実施主体は別表1に掲げるとおり、事業参加者は別表2に掲げるとおり、事業内容、補助対象機器等（以下、「省エネ機器等」という。）、補助率及び補助額上限等は別表3に掲げるとおり、補助対象経費は別表4及び別表5に掲げるとおりとする。

なお、別表3に定める事業においては、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額は補助対象としない。ただし、消費税法第60条の特例に該当する事業実施主体はこの限りでない。

第3 事業の目標年度

本事業の目標年度は、令和7年度とする。

第4 事業の実施等の手続き

1 実施計画の承認

- (1) 事業参加者は、様式第1号により、令和7年度までの5%以上の燃料削減目標を示した事業実施計画書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業参加者の計画をとりまとめ、様式第2号により事業実施計画書を作成し、知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、(2)に基づき事業実施計画の提出があった場合、別表1～5に掲げる項目を審査の上、これをすべて満たす場合に限り、事業実施計画を承認し、様式第3号により事業実施主体に通知するものとする。

2 実施計画の変更

事業実施主体は、事業の内容について次に掲げる変更を行おうとする場合、1に準じて知事の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業参加者の変更
- (3) 事業費の30%を超える増または補助金の増
- (4) 事業費又は補助金の30%を超える減

(5) 事業参加者の燃料削減計画の変更

3 事業の着手

事業の着手（省エネ機器等の見積合わせ及び発注を含む。）は、原則として、補助金交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

この場合、あらかじめ、その理由を明記した様式第4号の交付決定前着手届を1に準じて知事に提出するものとする。

なお、事業参加者又は事業実施主体は、交付決定前に事業の着手を行う場合にあっては、事業内容が適格となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。また、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、事業参加者又は事業実施主体が負担するものとする。

第5 助成

知事は、予算の範囲内において別表3に定める事業に要する経費について、あらかじめ別表3に定める補助率・補助額上限の範囲内において補助をするものとする。

県からの補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、当該千円未満の金額を切り捨てるものとする。

第6 証拠書類等の保管

1 事業参加者は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、事業実施主体又は知事から求めがあった場合には、提出しなければならない。

(1) 省エネ機器等を導入したことが確認できる書類

ア 省エネ機器等の経費の見積書、納品書、発注書（予約注文書を含む。）、リース契約書、工事完了書、請求書、領収書等

イ その他必要となる書類

(2) 対象施設の規模がわかる書類

ア 共済細目書、建設時の設計書、eMAFF 農地ナビ情報等

(3) 燃料の購入実績又は使用実績が確認できる書類

2 事業実施主体は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、知事等から求めがあった場合には、提出しなければならない。

(1) 別表3に定める事業1～3の実施に係る書類

ア 事業参加者から提出された書類の写し

- イ 交付金の事業参加者への配分実績等、事業実施に関する書類
- (2) 別表3に定める事業4の実施に係る書類
 - ア 会場借料、旅費等事業の実施に要した経費の領収書等の写し
 - イ 契約書、業務日誌等人件費算定の根拠となる書類の写し

第7 事業実施状況の報告等

1 実施状況報告

事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの毎年度、当該年度における実施計画の目標達成状況を、様式第5号により、翌年度の7月末日までに第4の1に準じて、知事に提出するものとする。

2 その他の報告

知事は、事業実施主体に対し、必要に応じて事業についての報告を求めることができるものとする。

第8 書類の経由

事業実施主体が知事に提出する書類は、農林振興センターを通して生産振興課に提出することとする。

第9 その他

事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年7月19日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年1月10日から施行する。
- 2 この通知による改正前に本要領により実施している事業については、なお従前の例による。

別表 1

事業実施主体は、次のとおりとする。

事業実施主体
市町村 農業協同組合 地域農業再生協議会 その他の協議会（別紙 1 に定めるところにより取り扱うものとする）

別表 2

事業参加者の要件は、次のとおりとする。

事業参加者の要件
<p>事業参加者は、次に掲げる全てに該当する者とする。</p> <p>(1) 燃料（重油・灯油・LPGガス・LNGに限る）を利用した県内の加温施設において、野菜類、花き類、果樹類、きのこと類を生産・販売している県内農業者又は県内に事業所等を置く法人。</p> <p>(2) 国及び地方公共団体、農業協同組合その他これに類する法人（ただし農事組合法人を除く。）に該当しないこと。</p> <p>(3) 第 4 の 1 に定める、施設全体での燃料削減目標（10 月～翌 6 月の加温期間を対象、5%以上）を示した実施計画書を提出し、目標年度まで同計画に取り組むこと。</p> <p>(4) 本事業により導入する省エネ機器等に対する取組について、国等のほかの助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっていないこと。【本事業における市町村等による補助の上乗せを除く】（特に、埼玉県民間事業者 CO₂排出削減設備導入補助金（緊急対策枠）及び埼玉県原材料価格高騰対策支援事業補助金を同一事業所において受給してはならない。）</p> <p>(5) 事業実施年度以降も営農を継続すること。</p>

別表 3

事業内容、補助対象、補助率、補助額上限等は次のとおりとする。

なお、事業 1～2 は、1 つの事業参加者が複合的に取り組むことができるものとする。

事業の種類	事業内容	補助対象	補助率	補助額上限	補助対象者
1 省エネ機器導入支援	燃料削減に寄与する省エネ機器等の導入に係る経費を補助する。	(1) ヒートポンプ (2) 木質バイオマス暖房機 (3) 循環扇 (4) 多段サーモ (5) 局所加温装置 等	事業費の 1/2 以内	1 事業参加者当たり最大 1,000 万円	事業参加者（詳細は別表 2）
2 被覆資材導入支援	燃料削減に寄与する保温性の高い被覆資材等の導入に係る経費を補助する。	(1) 内張（固定・カーテン等） (2) 外張多重化（固定 2 重被覆・空気膜 2 重被覆）に係る資材 (3) 保温性の高い内張被覆資材 等		1 事業参加者当たり最大 100 万円	
3 事業推進費補助	事業推進に必要な経費の補助。	対象経費の詳細は別表 5 に定めるものとする。	定額	事業参加者への総補助額の 2%	事業実施主体（詳細は別表 1）

※ 事業 1・2 は、原則、「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル改定 2 版」（農林水産省・平成 30 年 10 月）に掲載された機器等を補助対象とする。

別表 4

別表 3 に定める事業 1～2 の補助対象経費は、事業の実施に当たり、次の経費のうち必要不可欠な経費であって県が認めるものとする。

また、リース事業の考え方については別紙 2 に定めるところにより取り扱うものとする。

なお、事業参加者の補助対象経費に、自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工を含む）がある場合、利益等の排除を行った額を補助対象とする（利益等排除の考え方は別紙 3 のとおりとする）。

事業の種類	補助対象経費	補助対象外
1 省エネ機器導入支援	<p>機器代、付帯設備代（架台、ダクト等空調補助設備等）、設置工事費（本体設置のための基礎工事、電気工事含む）等。リースによる導入も可。</p> <p>【更新等の取扱】 新規導入、追加導入及び耐用年数が経過していない場合でも燃料削減機能向上に係る更新は対象。 燃料削減機能向上に係る機器への切り替えてない更新は、耐用年数を超過していれば対象。</p>	中古の機器、廃棄・撤去費、消耗品等購入費、キュービクル（受電設備）等。
2 被覆資材導入支援	<p>内張（固定・カーテン等）の被覆資材代、付帯資材代、及び設置工事費等。</p> <p>【更新等の取扱】 新規導入、追加導入及び耐用年数が経過していない場合でも燃油削減機能向上に係る更新は対象。 燃油削減機能向上に係る資材への切り替えてない更新は、耐用年数を超過していれば対象。</p>	廃棄・撤去費、消耗品等購入費は対象外。通常の外張被覆は対象外（多重化部分は対象）。

※ 第 2 に定めるとおり、本事業においては、消費税等相当額は補助対象としない。

省エネ機器等を導入する事業参加者は、事業計画時に当たっては参考見積書 1 者を徴取し事業計画書に添付すること。また、事業の実施に当たっては自身で 3 者以上の見積合わせを行い、事業完了後に事業実績報告書に添付すること。

別表 5

事業 3 の補助対象経費は、事業実施主体の事業推進に当たり、次の経費のうち必要不可欠な経費であって県が認めるものとする。

費目	細目	内容	注意点
賃金等		事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	電話等の通信費については、基本料を除く。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USB メモリ 等の低廉な記録媒体	
旅費	普通旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、会議、打合せ、現地確認等の実施に必要な経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な振込手数料	

※ 第 2 に定めるとおり、本事業においては、消費税法第 60 条の特例に該当する事業実施主体を除き、消費税等相当額は補助対象としない。

様式第1号

(事業参加者→事業実施主体)

年 月 日

(あて先)

市(町・村)長

〇〇農業協同組合代表理事組合長

〇〇地域農業再生協議会会長

事業参加者名
住所
(代表者氏名)

省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業(令和〇年度補正予算分)
実施計画の提出(変更)について

省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業実施要領(令和4年7月19日農林
部長決裁)第4の1の(1)に基づき、関係書類を添えて提出(変更)します。

(注) 1 関係書類として、様式第1号別添1を添付すること。
(実施要望において提出済であって、変更の無い場合は省略可能)

事業参加者総括表1

事業参加者概要									燃料削減目標					状況報告			TRUE				総合チェック	
番号	氏名	住所	電話番号	面積㎡	棟数	分類	連絡実施の有無	R3現状値L	R4現状値L	現状値合計L	R6目標値L	R7目標値L	削減量L	削減率	実績値(R0)	削減量L	削減率	事業費計	県費計	市町村費計		その他計
				0	0		0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	0	0	0	
1	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
12	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
13	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
14	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
19	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
20	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
22	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
27	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
31	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
32	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
33	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
34	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
35	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
36	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
37	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
38	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
39	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
40	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
41	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
42	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
43	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
44	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
45	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
46	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
47	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
48	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
49	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
50	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
51	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
52	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
53	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
54	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
55	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
56	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
57	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
58	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
59	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
60	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
61	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
62	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
63	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
64	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0
65	0	0	0	0	0	0	0								0.0	0.0		0	0	0	0	0

様式第2号

(事業実施主体→県)

文書番号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業（令和〇年度補正予算分）
実施計画の（変更）承認申請について

省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業実施要領（令和4年7月19日農林
部長決裁）第4の1の(2)に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請しま
す。

(注) 1 関係書類として、様式第2号別添1及び2を添付すること。
(実施要望において提出済であって、変更の無い場合は省略可能)

省工不型施設園芸産地育成緊急対策事業

【令和○年度補正予算分】

事業実施計画書（実績報告書・実施状況報告書）

事業実施年度： 令和 年度

事業実施主体名：

所在地：

代表者氏名：

省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業実施計画書（実績報告書・実施状況報告書）

事業実施主体用（事業実施主体→県）

1 成果目標

燃油使用の現状と課題、 目標達成の取組みの内容	
----------------------------	--

2 燃油削減目標（各年の使用量は、当該年の10月～翌6月）

現状 (RO) (L)	目標 (RO) (L)	削減量 (現状－目標) (L)	削減率%
		0	

【実施状況】

	実績 (L)	削減量 (現状－実績) (L)	削減率%
RO		0	
RO		0	
RO		0	

3 事業参加者の状況

参加者数 (人)	施設総面積 m ²

4 事業実施経費計画（実績）

事業内容	総事業費 (円) (A)+(B)+(C)	県費 (円) (A)	市町村費 (円) (B)	その他 (円) (C)	備考
1 省エネ機器導入支援					
2 被覆資材導入支援					
3 事業推進費補助					※事業推進費の補助額（県費）は事業内容1～3の補助額（県費）の2%を上限とする（実施要領別表3）。
合計					

5 事業実施計画（実績）

事業内容	実施計画
1 省エネ機器導入支援	(各省エネ機器ごとの台数。 例：ヒートポンプ〇台、循環扇〇台・・・)
2 被覆資材導入支援	(被覆資材の種類。 例：内張（固定多重）、内張（カーテン）等)
3 事業推進費補助	

6 事業の完了予定（又は完了）年月日

令和 年 月 日

7 添付書類

- (1) 事業参加者総括表1,2、様式第1号別添1（全事業参加者の実施計画書又は実績報告）
- (2) 事業実施主体がその他の協議会の場合は規約（既に提出している場合は省略可）
- (3) その他知事が必要と認める書類

事業推進費に係る事業計画(実績)

事業実施主体名

費目	細目	事業計画	積算	事業費(円)
賃金等		例: 報告書取りまとめ等事務のため、アルバイト1人を業務に従事させる。	例: 〇〇円×〇日×1人	
事業費	会場借料	例: 実績取りまとめ等に係る会場使用料(〇月下旬、××会館会議室)	例: 〇〇円×〇回	
	通信運搬費	例: 事業参加者への通知等(〇月上旬、報告書・添付資料提出についての通知分発送)	例: 郵送料〇円×〇人	
	印刷製本費	例: 資料印刷用経費(〇月中旬、〇〇会議において事業参加者説明用資料作成)	例: 資料印刷〇円×〇枚	
	消耗品費	例: 事務消耗品購入(計画書・実績報告書を取りまとめるための事務用品一式)	例: ドッチファイル〇円×〇冊、フラットファイル〇円×〇冊	
旅費	普通旅費	例: 事業打ち合わせの実施等(事業参加者への説明等、会議参加に係る旅費等。時期、回数)	例: 〇〇円×〇回	
雑役務費	手数料	例: 振込に係る銀行手数料(目的等記載)	例: 〇〇円×〇回	
計	—	—	—	

※それぞれの費目について、計画書提出時には算出根拠のわかる資料を、実績報告時には支出の根拠資料を添付すること。特に賃金の実績では、雇用契約、業務日誌、及び時間単価算出に係る資料等を添付。

様式第3号

(県→事業実施主体)

文書番号
年 月 日

様

埼玉県知事

省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業（令和〇年度補正予算分）
実施計画の計画承認について

年 月 日付け文書番号で申請のあった省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業実施計画について、省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業実施要領（令和4年7月19日農林部長決裁）第4の1の(3)に基づき、承認したので通知する。

については、年 月 日までに、省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業交付要綱（令和4年7月19日農林部長決裁）第4条に基づく補助金交付申請を行うこと。

指定期日の申請が困難な場合は、指定期日までに、申請可能時期を明記した理由書（任意様式）を提出すること。

様式第4号

(事業実施主体→県)

省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業(令和〇年度補正予算分)
交付決定前着手届

文書番号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業実施計画に基づく下記事業について、下記条件を了承の上、省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業実施要領(令和4年7月19日農林部長決裁)第4の3の規定により補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定前着手を必要とする理由
- 2 事業内容(様式第2号別添1に基づき記載すること)

事業の種類	事業費 (円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日
1 省エネ機器導入支援			
2 被覆資材導入支援			
3 事業推進費補助			
計			

条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失は、事業参加者又は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

様式第5号

(事業実施主体→県)

省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業(令和○年度補正予算分)実施状況報告

文書番号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業実施要領(令和4年7月19日農林
部長決裁)第7の1の規定により別添のとおり報告します。

(注) 関係書類として、様式第2号別添1を添付すること。

様式第5号別添

(事業実施主体→県)

省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業事業 (令和○年度補正予算分)
実施状況報告

事業実施年度	令和 年度	報告年月日	年 月 日
事業目標年度	令和 年度	事業実施主体	(代表者)
事業報告年度	令和 年度		

1 実施主体における燃料使用量の実績
(各年の使用量は、当該年の10月～翌6月)

	燃料使用量		削減量 (③=②-①)	削減率 (③/②×100)
	実績 ①	現状 (令和 年) ②		
令和 事業実施年度	L	L	L	%
令和 年	L	L	L	%
令和 年 目標年	L	L	L	%

※ 燃料使用量・削減量・削減率の欄には、様式第2号別添1に記載された燃油削減量の合計(重油換算)をそれぞれ転記すること。

2 添付資料 (該当するものに☑)

チェック欄	添付資料	備考
<input type="checkbox"/>	様式第2号別添1	必須